

(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、福島県いわき市において、総出力21,600kW(定格出力3,000kW級の風力発電設備6基)の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音等による生活環境への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護地域等に指定されており、土地の改変に伴う水環境等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 関係者との協議等を踏まえた事業計画の検討について

本準備書は、関係機関及び専門家等からの指導・助言並びに関係者との協議・調整を十分に踏まえて作成されておらず、環境保全措置の具体的な内容が明らかになっていないなど事業計画の熟度が不十分であり、「本事業に伴う環境影響は小さい」とする事業者の評価が適切とは判断できない。

このため、評価書の取りまとめに当たっては、準備書手続きと並行して行った意見聴取の結果も踏まえて、必要な項目について関係機関及び専門家等からの指導・助言を得るとともに、対象事業実施区域内に存在する住居等の所有者・管理者をはじめとした関係者との協議・調整を行った上で、環境保全措置の具体的な内容及び詳細な事業計画を検討し、それを踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施すること。

(2) 事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

対象事業実施区域及びその周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒

音による生活環境への影響が懸念されるが、準備書では、対象事業実施区域内に存在する住居等の所有者・管理者との協議・調整が未了であることから、環境保全措置の具体的な内容について十分に検討されていない。

このため、当該住居等の所有者・管理者と十分に協議・調整を行った上で、環境保全措置の具体的な内容を検討すること。

(2) 地形の改変に係る環境影響

対象事業実施区域のほぼ全域が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林及びいわき市水道水源保護条例（平成4年いわき市条例第3号）に基づく水道水源保護地域に指定されていることから、土地の改変に伴う工事中の排水及び土砂流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。

このため、路線計画等を見直すとともに、切土量、盛土量の最小化を図るよう、風力発電設備及び工事用道路の設置に関する工事計画を見直し、可能な限り地形の改変を抑制すること。また、それを踏まえ、沈砂池の配置等及び排水機構等を十分に検討すること。

併せて、地下水への影響について、対象事業実施区域及びその周辺における地下水及び湧水の利用状況の把握に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえ策定する計画に基づき環境監視を実施すること。